和牛繁殖経営支援緊急対策費補助金交付要綱

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和７年１月28日 | 制　定 | 畜第884号 |

（目的）

第１　和子牛の生産基盤を強化するため、第２の(１)に定める事業実施主体が、和子牛を保留又は優良和子牛生産推進緊急支援事業実施要綱（令和６年３月18日付け５農畜機第8206号。以下、「機構実施要綱」という。）第３の３の飼養管理向上のための取組を実施した上で和子牛を販売した経営体に対し、生産費の上昇分の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

　（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　事業実施主体　公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）とする。

(２)　対象経営体　基金協会と肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「特措法」という。）第６条第１項の生産者補給金交付契約を締結している者であって、次のア及びイのいずれかに該当する者。

ア　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に和子牛を保留した経営体

イ　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に機構実施要綱第３の３に規定する飼養管理向上のための取組を実施した上で和子牛を販売した経営体

(３)　対象和子牛　特措法第６条第１項に規定する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であって、基金協会が肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通知。以下「国運用通知」という。）第２の４及び５の規定に基づき、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に保留又は販売したことを確認した和子牛とする。また、その品種区分は、肉用子牛生産安定特別措置法の施行について（平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「国施行通知」という。）第３の２の（３）のア及びイに規定する黒毛和種及び褐毛和種並びに国施行通知第３の２の（３）に掲げる無角和種及び日本短角種（以下これらを総称して「その他肉専用種」という。）の和子牛とし、肉専用種間の交雑種の品種区分は国運用通知第２の８のなお書きの規定の例によるものとする。

　（補助事業の実施期間）

第３　この補助事業の実施期間は、令和６年度限りとする。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第４　対象和子牛の保留、販売の期間、補助事業に要する経費及びこれに対する補助額は、別表第１のとおりとする。

（経費相互間の流用の禁止）

第５　別表第１に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第６　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(１)　補助金額の増減を伴う変更

(２)　事業実施主体の変更

(３)　補助事業の中止又は廃止

（申請の取下げ期日）

第７　規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

　（前金払）

第８　知事は、必要があると認める場合は、前金払することがある。

２　補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、様式第６号の前金払請求書を知事に提出しなければならない。

　（提出書類及び提出期限）

第９　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

（立入検査等）

第10　知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附　則

この要綱は、令和７年１月28日から施行する。

別表第１（第４関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象和子牛の  保留、販売期間 | 区　分 | 経　費 | 補助額 |
| 令和６年４月１日～  令和７年３月31日 | １　事業費 | 生産費の上昇分の一部を補助する場合に要する経費 | 定額（対象和子牛１頭当たり3,000円） |
| ２　事務費 | １の事業の推進に必要な事務に要する経費  (１)　消耗品費  　　補助事業を実施するために直接必要な用紙代及び封筒代  (２)　印刷製本費  　　補助事業を実施するために直接必要な印刷代  (３)　通信運搬費  補助事業を実施するために直接必要な郵便代（切手は物品受払簿で管理すること）  (４)　手数料  補助金の交付に係る振込手数料  (５)　技術指導事務費  　　補助事業を実施するために直接必要な人件費 | 定額（１戸当たり900円を上限とする。） |

別表第２（第９関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条　項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出期日 |
| 規則第４条の規定による書類 | 和牛繁殖経営支援緊急対策費補助金交付申請書  １　事業計画書  ２　収支予算書  ３　その他知事が必要と認める書類 | 第１号  第２号  第３号 | 別に定める。 |
| 規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類 | 和牛繁殖経営支援緊急対策費補助金変更(中止、廃止)承認申請書  １　事業計画書  ２　収支予算書  ３　その他知事が必要と認める書類 | 第４号  第２号  第３号 | 変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内。 |
| 規則第13条第１項の規定による書類 | 和牛繁殖経営支援緊急対策費補助金請求(精算)書  １　事業実績書  ２　収支精算書  ３　その他知事が必要と認める書類 | 第５号  第２号  第３号 | 補助事業完了後30日以内又は３月31日のいずれか早い日 |